

羽田アスベスト土地訴訟第一審判決

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成 28 年 4 月 28 日
【事 件 番 号】 平成 24 年（ワ）第 8930 号
【事 件 名】 損害賠償請求事件
【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却
【参 照 法 令】 民法 570 条
【掲 載 誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25534035

事実の概要

X 運輸は Y 製作所から平成 19 年 12 月 25 日に、物流ターミナル等の建設を目的として、羽田空港の至近に位置する約 10 万㎡の土地（以下「本件土地」という）と本件土地上に Y が建築中のビル（以下「本件建物」という）を併せた不動産を 848 億円（本件土地について 785 億円、本件建物について 63 億円）で購入した（以下「本件売買契約」という）。

X は訴外 A 建設と平成 22 年 12 月 15 日に、物流ターミナル等の建設工事請負契約を締結した（以下、同工事を「本件工事」という）。本件工事に着手した A は平成 23 年 1 月 6 日に、本件土地上に建材の破片（以下「本件スレート片」という）が無数に散在しているのを発見し、訴外 B 環境測定センターに石綿含有状況の調査を依頼したところ、B から本件スレート片に石綿の一種であるクリソタイルが含有されているとの報告を受けた。A は本件スレート片の発見後、本件工事を中断した。X は A に対して、本件スレート片が混入している本件土地の土壤の撤去・処分作業を平成 23 年 6 月 3 日に約 46 億円で発注すると共に、本件工事に伴って生じた残土を残土処分場に既に搬出していた（以下「本件既搬出土」という）ため本件既搬出土の撤去・処分作業を同年 4 月 11 日に約 5 億円で発注したが、平成 25 年 9 月 30 日には土壌処理数量の増加を理由に最終的に合計約 63 億円で発注することになった（当初の合計約 51 億円から増額した）。

本件は平成 24 年に、X が Y に対し、本件土地から広範囲にわたって発見された本件スレート片が石綿を含有していたと主張して、本件売買契約に基づく瑕疵除去義務の不履行または本件売買契約上の瑕疵担保責任に基づく損害賠償として、本件スレート片の撤去・処分費用、本件工事が遅れたことに伴う追加費用、逸失利益等、約 85 億円の損害賠償を求めて提訴した事案である。

判決の要旨

一部認容、一部棄却。

1 本件売買契約における「瑕疵」の意義

①「売主の担保責任を定めた売買契約書 11 条 1 項をみても、当該『瑕疵』が『隠れたる』ものであるとの限定がされているにすぎないから、同項は、民法 570 条の瑕疵担保責任を売買契約の内容に取り込んだものというべきであり、そうだとすると、取引の通念からみて売買の目的物に何らかの欠陥がありその瑕疵が取引上一般に要求される程度の注意をしても発見できない場合に売主が負うべき責任を定めたものであると解するのが相当である。

……本件土地の地中に原告に知らされていない建材の破片が混入していた場合においても、その物の性質や量に鑑みて、特別の取扱いが義務付けられそのための費用がかかることによって本件土地の交換価値が損なわれているときは、売主である被告は、買主である原告に対し、本件

売買契約9条2項に基づき、その除去義務を負うほか、本件土地には『隠れたる瑕疵』があるとして、本件売買契約11条2項に基づき、損害賠償義務を負うべきである。」

2 本件スレート片の「石綿含有産業廃棄物」該当性

⑥「このような土壤中に混入した建材の破片自体は、利用価値も取引価値もなく、本来であれば、廃棄されるべきものであったところ、そのまま本件土地上に放置されてきたものであるから、自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になった物であるというべきである。……利用価値ないし取引価値があるのは、土砂自体であり、土砂に含まれた建材の破片自体に価値がないことは明らかである。そうだとすると、土壤中に混入した建材の破片は、その形状をとどめている限り、それ自体は不要物以外の何物でもなく、廃棄物であるというべきである。」

⑦「廃棄物処理法上の『石綿含有産業廃棄物』とは、『工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物』であって、『石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの』をいうとされる（廃棄物処理法施行規則7条の2の3）。

本件スレート片は、……『工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物』に該当するところ、……本件土地において無作為に抽出された25検体の本件スレート片がいずれも石綿の一種であるクリソタイルを1.7%から11.4%含有していたのであるから、本件土地に存在していた本件スレート片は、いずれも重量比0.1%を超えるクリソタイルを含有していたものと推認される。

以上によれば、本件スレート片は、産業廃棄物処理法令にいう『石綿含有産業廃棄物』に該当する。」

3 被告の債務不履行責任または瑕疵担保責任

⑧「本件スレート片も、石綿含有産業廃棄物に当たるため、廃棄物処理法令にのっとりた厳格な処理が求められるところ、本件土地の地中には、本件売買契約の締結当時、原告に知らされていない本件スレート片が大量に混入していたので

あるから、そのために多額の費用を必要とし、本件土地の交換価値が損なわれていることは明らかである。

そうだとすると、売主である被告は、買主である原告に対し、本件売買契約9条2項に基づいてその除去義務を負うというべきところ、被告がこれを拒否した……から、被告は、原告に対し、債務不履行に基づく損害賠償義務を負うほか、本件土地には『隠れたる瑕疵』があるとして、本件売買契約11条2項に基づき、損害賠償義務を負うべきである。」

（記号④～⑧は筆者による。）

判例の解説

一 アスベスト問題と法規制

石綿（アスベスト）は、吸入すると、中皮腫、肺がん、じん肺の一種である石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚等の疾患を生じることがある物質である。石綿による健康被害が社会的な問題になったきっかけは、平成17年に兵庫県尼崎市の旧石綿含有製品製造工場（以下「尼崎クボタ」という）が、過去における従業員75名の石綿関連疾患による死亡を公表したことに加えて、尼崎クボタの周辺住民に中皮腫が発症しているとの報道がなされたことだった¹⁾。同年7月に経済産業省は、「アスベスト（石綿）による健康被害の実態調査の結果について」を公表し、石綿含有製品製造企業における石綿関連疾患による死亡者が374名に上ることを明らかにした。こうした状況を踏まえて政府も、アスベスト問題に関する関係閣僚会議を重ねた。

平成18年3月に新法の「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、石綿に対する規制も強化され、同年9月には「石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する全ての物の製造、輸入、提供又は使用が禁止される」旨の労働安全衛生法施行令の改正が、同年10月には新設の「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものを「石綿含有産業廃棄物」とする」旨の産業廃棄物の処理基準が、それぞれ施行された。

また、不動産取引との関連では、平成 17 年 9 月に国土交通省が不動産業者に対し、「不動産業における石綿（アスベスト）問題への対応について」という通知を発し、“不動産の購入者等のアスベストに対する関心も急速に高まっていることから、不動産業者として購入者等の不安や疑問に適切に対応することが期待されている”として、“購入者等からのアスベストの使用に関する問い合わせに対し建築時の工事業者又は建築士、売主等にアスベストの使用の有無を問い合わせた結果を伝えるなど、できる限り購入者等の不安や疑問に適切に応えること”等を周知徹底するように要請した経緯があった。

二 アスベスト訴訟と損害賠償責任 ——債務不履行、不法行為、国家賠償

尼崎クボタをめぐるアスベスト問題（以下「クボタショック」という）は、石綿工場の近隣住民によるアスベスト訴訟（以下「クボタアスベスト訴訟」という）を導いた。クボタアスベスト訴訟（第 1 次）では、尼崎クボタについては大気汚染防止法 25 条 1 項の無過失責任または民法 709 条に基づく損害賠償責任、国については国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償責任が争われたが、いずれも認められなかった（最三小決平 27・2・17 判例集未登載）。また、クボタアスベスト訴訟（第 2 次）では、尼崎クボタについては民法 415 条、同 709 条ないし 716 条但書に基づく損害賠償責任、国については国賠法 1 条 1 項に基づく損害賠償責任が争われたが、いずれの請求も棄却された（神戸地判平 27・3・23 判例集未登載）。

クボタショック後、アスベスト訴訟は急激に増加したが、その多くは、使用者の安全配慮義務違反の債務不履行責任に基づく損害賠償請求事件であった²⁾。近年は、国の規制権限の不行使に基づく国家賠償請求も提起されるようになり、生産工場アスベスト訴訟（石綿工場で石綿の生産作業に従事し石綿関連疾患に罹患した者たちによるアスベスト訴訟）である泉南アスベスト訴訟の 2 つの最高裁判決（最一小判平 26・10・9 民集 68 巻 8 号 799 頁（第 2 陣訴訟）、最一小判平 26・10・9 判時 2241 号 3 頁（第 1 陣訴訟））のみならず、建設アスベスト訴訟（石綿含有建材を使用する建設現場で建設作業に従事し

石綿関連疾患に罹患した者たちによるアスベスト訴訟）の一連の地裁判決（東京地判平 24・12・5 判時 2183 号 194 頁、福岡地判平 26・11・7 判例集未登載、大阪地判平 28・1・22 判例集未登載、京都地判平 28・1・29 判例集未登載（以下「京都地裁平成 28 年判決」という））も、国賠法 1 条 1 項に基づく損害賠償責任を認めたことが注目された³⁾。建設アスベスト訴訟の京都地裁平成 28 年判決は、建材メーカーの共同不法行為責任（民法 719 条 1 項後段）に基づく損害賠償責任を初めて認めた点も評価された⁴⁾。

このように、従来のアスベスト訴訟では、国家賠償責任、あるいは民事の債務不履行責任や不法行為責任が論じられてきた。

三 アスベスト訴訟と瑕疵担保責任

本判決は、石綿含有産業廃棄物が散在する土地（以下「石綿土地」という）について売主の瑕疵担保責任（民法 570 条）に基づく損害賠償責任を認めた初めての判決であり、新たなタイプのアスベスト訴訟といえる。約 85 億円の損害賠償請求額のうち、約 56 億円が認容された。訴訟当事者を見ると、本件土地の売主である被告 Y 製作所は石綿含有製品製造企業というわけではなく、石綿含有建材を自社工場等の建材として利用していたにすぎない。他方、原告 X 運輸も、従来のアスベスト訴訟の原告たちのように石綿関連疾患に罹患した者というわけではない。石綿による健康被害が顕在化していない本件のようなケースでは、国に対する国賠請求はもちろん、Y に対する安全配慮義務論や不法行為に基づく損害賠償請求も難しい。

石綿土地の潜在的な健康被害リスクを「土地の交換価値が損なわれている」として「隠れたる瑕疵」に読み替えたうえで（判旨㉔）、本件スレート片が「石綿含有産業廃棄物」に該当することを確認し（判旨㉕㉖）、石綿土地である本件土地の売主 Y に対して、石綿含有産業廃棄物の除去を拒否したことを理由とする債務不履行に基づく損害賠償と瑕疵担保責任に基づく損害賠償を併せて認めた（判旨㉗）本判決は、アスベスト土地訴訟の 1 つのフォーマットとして今後の参考になるだろう。

●—注

- 1) 高城亮「石綿健康被害救済法の現状と課題」環境法研究 4 号 (2016 年) 2～3 頁。
- 2) 松本克美「日本におけるアスベスト訴訟の現状と課題」立命 331 号 (2010 年) 866～867 頁。松本教授は、不法行為に基づく損害賠償請求 (消滅時効期間が 3 年間) に比して、安全配慮義務論 (消滅時効期間が 10 年間) には時効メリットがあることを併せて指摘する。
- 3) 久末弥生「建設アスベスト京都訴訟第一審判決」新・判例解説 Watch 文献番号 z 18817009-00-021631341 (Web 版 2016 年 4 月 28 日掲載) 3～4 頁。
- 4) 同上 3 頁。

大阪市立大学准教授 久末弥生